

附 則

この条例は、昭和 37 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 39 年 8 月 1 日条例第 49 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 8 月 1 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 7 月 10 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 3 月 15 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 7 月 21 日条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 10 月 20 日条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 10 月 20 日条例第 41 号）

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 12 月 21 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 7 日条例第 21 号）

この条例は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、目次中「・第 43 条」を「一第 43 条の 2」に改める改正規定、第 42 条及び第 43 条の改正規定、第 43 条の次に一条を加える改正規定並びに第 44 条及び第 45 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 16 日条例第 28 号）

（施行期日）

1 この条例中第 1 条の規定は、公布の日から、第 2 条及び次項の規定は平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第 2 条に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 10 日条例第 25 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）第 1 条の規定による改正前の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定に係る同法第 20 条第 1 項（同法第 22 条第 1 項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日までの間は、改正前の建築基準法施行条例別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日条例第 39 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 14 日条例第 49 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 8 日条例第 75 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 17 日条例第 61 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

3 使用料及び手数料条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年10月25日条例第97号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第53条第1項の改正規定(「20万円」を「50万円」に改める部分に限る。次項において同じ。)は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第53条第1項の改正規定に限る。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成19年3月16日条例第28号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第24号・条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月28日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月19日条例第53号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条及び第5条の規定は平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和元年10月18日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月20日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年10月21日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月22日条例第24号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月24日条例第46号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。